

# 定 款

2023年3月1日改定

シキボウ株式会社

# シキボウ株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当社は、シキボウ株式会社と称し、その英文はSHIKIBO LTD.とする。

(目 的)

**第2条** 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維工業品の製造、加工および販売
2. 綿、合繊綿の販売および販売の斡旋
3. 各種化学工業品の製造、加工および販売
4. 医薬品、医薬部外品および医療用器具の製造、加工および販売
5. 食品の加工および販売
6. 食品添加物の製造、加工および販売
7. 一般機械器具、装置の設計、製造および販売
8. プリント配線基板、電子機器用部品の設計、製造および販売
9. インテリア製品の設計、製造および販売
10. 陶磁器の製造および販売
11. プラスチック、繊維強化プラスチックの製造
12. プラスチック、繊維強化プラスチックを原材料とする電力用絶縁機器、建築用部材および自動車・航空機用部品の製造、加工および販売
13. 不動産の売買、貸借および管理
14. スポーツ等レジャーに関する施設の経営
15. 倉庫業
16. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
17. 有価証券の取得および運用
18. 融資、債務の保証等の信用供与
19. 石油類の販売
20. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
21. 再生可能エネルギーを利用した発電および電気の供給、販売
22. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

**第4条** 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、3,500万株とする。

(単元株式数)

**第7条** 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第8条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の定めによる請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

**第9条** 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対し請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

**第11条** 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

**第12条** 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

- 2 株主総会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）が招集し、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。

(開催場所)

**第13条** 当社は、大阪府大阪市またはこれに隣接する地において株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

**第14条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

**第15条** 株主総会の議長は、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。

- 2 前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

**第16条** 株主総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項の規定によるべき総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主が議決権を代理人に行使させるときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主1名に限る。

(電子提供措置等)

**第18条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役および取締役会等

(員 数)

**第19条** 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は12名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

**第20条** 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

**第21条** 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠によって選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

**第22条** 会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、会長1名を選定することができる。

(執行役員)

**第23条** 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会が定める執行役員規程による。

2 取締役会は、その決議によって社長執行役員その他役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

**第24条** 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた他の取締役が招集し、その議長となる。

2 前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

**第25条** 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の要件)

**第26条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たすときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

**第27条** 取締役会の決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

**第28条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

**第29条** 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

**第30条** 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(監査等委員会の決議の要件)

**第31条** 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第32条** 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第33条** 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

**第34条** 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

**第35条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を過ぎてもこれを受け取らないときは、当社の所得として整理する。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

**第1条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第203期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。